

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・生活保護法に基づく指定医療機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の変更
- ・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止
- ・生活保護法に基づく指定施術機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の指定
- ・生活保護法に基づく指定介護機関の変更
- ・保安林の指定（3件）
- ・保安林の指定の解除

所管課（室）名

福祉保健課
〃
〃
〃
〃
〃
林政課
〃

◎ 公 告

- ・肥料登録の有効期間の更新

農産園芸課

◎ 公安委員会告示

- ・警備員指導教育責任者講習の実施
- ・検定合格者審査の実施

生活環境課
〃

告 示

長崎県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

（指 定）

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
医療法人社団 文寿会 芦塚皮膚科医院	医療法人社団 文寿会 理事長 芦塚 文美	長崎県諫早市永昌東町1番2号 ライオンズ諫早ステーションスクエア101号	令和3年4月1日	令和9年3月31日
諫早駅前薬局	有限会社エイト 代表 取締役 津田 晃男	長崎県諫早市永昌東町1-2 -102	令和3年3月29日	令和9年3月28日
いしばし薬局	株式会社メディプラス 代表取締役 山本 良一	長崎県南松浦郡新上五島町有川 郷616	令和3年4月1日	令和9年3月31日

八木原わたなベクリ ニック	渡邊 建詞	長崎県西海市西彼町八木原郷 1523-1	令和3年4月1日	令和9年3月31日
亀山薬局みなとテラス 店	株式会社亀山薬局 代 表取締役 亀山 貴康	長崎県島原市新湊2丁目丁 2537-12	令和3年5月1日	令和9年4月30日
医療法人 久原医院	医療法人 久原医院 理事長 久原 克彦	長崎県杵岐市芦辺町箱崎大左右 触500番地2	令和3年5月1日	令和9年4月30日
うちだキッズクリニッ ク	医療法人まこと会 理 事長 内田 信三	長崎県島原市新湊2丁目丁2534 番地1	令和3年5月1日	令和9年4月30日
そうごう薬局対馬中央 店	総合メディカル株式会 社 代表取締役 坂本 賢治	長崎県対馬市美津島町鶏知乙 1170	令和3年5月1日	令和9年4月30日
こぐま薬局	小崎 巧隆	長崎県諫早市西里町24-8	令和3年5月1日	令和9年4月30日
南原歯科医院	医療法人 梁南会 理 事長 南原 賢一	長崎県大村市皆同町220番地	令和3年5月1日	令和9年4月30日
けいすけ歯科クリニッ ク	山崎 景右	長崎県平戸市紐差町1021-17	令和3年5月1日	令和9年4月30日
長崎県対馬病院	長崎県病院企業団 企 業長 米倉 正大	長崎県対馬市美津島町鶏知乙 1168番7	令和3年5月17日	令和9年5月16日
南島原クリニック	奥村 幸司	長崎県南島原市布津町乙1454番 1	令和3年5月1日	令和9年4月30日
さくら薬局対馬店	株式会社トータル・メ ディカルサービス 代 表取締役 永富 将寛	長崎県対馬市美津島町鶏知字千 馬ヶ原乙330-11	令和3年5月1日	令和9年4月30日
ありやま小児科	医療法人ありやま小児 科 理事長 深堀 一 成	長崎県大村市木場1丁目947番 地4	令和3年5月1日	令和9年4月30日
しろの医院	医療法人智節会 理事 長 城野 健児	長崎県南島原市深江町丙540-1	令和3年5月1日	令和9年4月30日

長崎県上対馬病院	長崎県病院企業団 企業長 米倉 正大	長崎県対馬市上対馬町比田勝630番地	令和3年4月1日	令和9年3月31日
上対馬病院訪問看護ステーション	長崎県病院企業団 企業長 米倉 正大	長崎県対馬市上対馬町比田勝630番地	令和3年4月1日	令和9年3月31日
長崎県対馬病院 訪問看護ステーション	長崎県病院企業団 企業長 米倉 正大	長崎県対馬市美津島町鶏知乙1168番7長崎県対馬病院車庫棟2階	令和3年4月1日	令和9年3月31日
松浦中央病院附属訪問看護ステーション	独立行政法人地域医療機能推進機構 理事長 尾身 茂	長崎県松浦市志佐町浦免856番1	令和3年4月1日	令和9年3月31日

長崎県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

（変 更）

区分	医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	変更事項	変更年月日
旧	雲仙・南島原保健組合 公立新小浜病院	雲仙・南島原保健組合 管理者 金澤 秀三郎	長崎県雲仙市小浜町マリーナ3番地2	名称変更	令和3年4月1日
新	公立小浜温泉病院				
旧	訪問看護・リハビリステーション あいのわ	FitLIFEDESIGN株式会社 代表取締役 坂枝 真一	長崎県諫早市福田町38-51	所在地変更	令和3年3月1日
新			長崎県諫早市幸町52-7		
旧	ごとう耳鼻咽喉科・整形外科医院	後藤 弘毅	長崎県平戸市戸石川町964番地	名称変更	令和3年2月1日
新	ごとう耳鼻咽喉科医院				

長崎県告示第403号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団文寿会 芦塚 皮膚科医院	医療法人文寿会芦塚 皮膚泌尿器科医院 理事長 芦塚 文美	長崎県諫早市永昌東町1-41	令和3年3月31日
諫早駅前薬局	有限会社 エイト 取締役 津田 晃男	長崎県諫早市永昌東町18-8	令和3年3月28日
医療法人 永石眼科医院	医療法人永石眼科医 院 理事長 永石 忠徳	長崎県西彼杵郡時津町浦郷443番地5	令和3年3月25日
医療法人 石橋歯科医院	医療法人 石橋歯科 医院 理事長 石橋 民朗	長崎県西海市大島町1894-12	令和3年3月31日
いしばし薬局	トラストファルマ株 式会社 代表取締役 高畑 智一	長崎県南松浦郡新上五島町有川郷616	令和3年3月31日

長崎県告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	内嶋 龍太	長崎県島原市津町542 番地			令和3年4月1日
はり・きゅう	川崎 勝法	長崎県諫早市真崎町 956-1 ヴィラコー スト友永203号			令和3年4月20日

長崎県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	指定年月日
ラフ・メイカー	長崎県諫早市土師野尾町1692番地	QOLP合同会社 代表社員 北島美紀	長崎県諫早市土師野尾町1692番地	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和3年3月1日

長崎県告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	公立新小浜病院	長崎県雲仙市小浜町南本町93番地	雲仙・南島原保健組合 管理者 金澤 秀三郎	長崎県雲仙市小浜町北野298番地	名称変更 所在地変更	令和3年4月1日
新	公立小浜温泉病院	長崎県雲仙市小浜町マリーナ3番地2				

長崎県告示第407号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

- 保安林の所在場所
対馬市豊玉町唐洲字カシシ347の14（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

- 保安林の所在場所
対馬市上対馬町泉字ハナクリ455の1（次の図に示す部分に限る。）、454の1
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第409号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

1 保安林の所在場所

対馬市上対馬町西泊字田ノ越118の3（次の図に示す部分に限る。）、116の1、117の1から117の9まで、118の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字田ノ越117の2から117の9まで、118の3
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を県庁農林部林政課及び対馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長崎県告示第410号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

1 解除に係る保安林の所在場所

五島市玉之浦町丹奈字焼山野126の21、126の22

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

公 告

肥料登録の有効期間の更新（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年5月25日

長崎県知事 中村 法道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称	登録年月日	登録の有効期間
長崎県肥 第681号	混合有機質 肥料	混合有機質 肥料 味源	窒素全量 6.6% りん酸全量 6.1%	長崎県諫早市下大渡野町 2041番地 1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏	平成30年 5月23日	令和3年 5月23日 から 令和6年 5月22日 まで
長崎県肥 第682号	混合有機質 肥料	混合有機質 肥料 エビ ス	窒素全量 7.0% りん酸全量 6.2%	長崎県諫早市下大渡野町 2041番地 1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏	平成30年 5月23日	令和3年 5月23日 から 令和6年 5月22日 まで
長崎県肥 第684号	混合有機質 肥料	混合有機質 肥料 長有 研	窒素全量 7.6% りん酸全量 4.9%	長崎県諫早市下大渡野町 2041番地 1	長崎油飼工業株式会社 代表取締役 本田 友宏	平成30年 6月6日	令和3年 6月6日 から 令和6年 6月5日 まで

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第15号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、公示する。

令和3年5月25日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

2 講習の種別

- 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期日

(1) 新規取得講習

令和3年7月1日（木）から同月9日（金）までの間の土曜日及び日曜日を除く7日間

(2) 追加取得講習

令和3年7月7日（水）から同月9日（金）までの間

4 実施場所

長崎市桜町9番6号

長崎県勤労福祉会館

5 受講定員

(1) 新規取得講習

15人

(2) 追加取得講習

5人

6 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和3年5月27日（木）から同年6月4日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

ア 新規取得講習

㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

㊧ 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

a 6(1)アに該当する者については、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

b 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

d 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

㊦ 受講申込書（申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの） 1通

㊧ 1号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(㊧)のaからeまでに掲げる書面 1通

8 講習手数料

受講する講習の種別に応じ、次に掲げる手数料を、受講申込時に長崎県収入証紙により納付すること。

なお、講習受講申込受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

- (1) 新規取得講習
47,000円
- (2) 追加取得講習
23,000円
- 9 講習の委託先の名称及び所在地
一般社団法人長崎県警備業協会
長崎市万屋町2-21-211
- 10 その他
 - (1) 新型コロナウイルス感染症関係
新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、講習を中止する場合がある。
 - (2) 講習関係
 - ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。
 - イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
 - ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。
 - (3) 問合せ先
 - ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

長崎県公安委員会告示第16号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

令和3年5月25日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

- 1 検定合格者審査の種別及び級
 - (1) 空港保安警備業務に係る1級
 - (2) 空港保安警備業務に係る2級
 - (3) 施設警備業務に係る1級
 - (4) 施設警備業務に係る2級
 - (5) 交通誘導警備業務に係る1級
 - (6) 交通誘導警備業務に係る2級
 - (7) 貴重品運搬警備業務に係る1級
 - (8) 貴重品運搬警備業務に係る2級
- 2 検定合格者審査の実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
令和3年8月25日（水）午後1時30分から午後4時30分まで
 - (2) 実施場所
長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部3階「聴聞室」
- 3 検定合格者審査の対象者
廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項及び同条第2項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に合格した者（施設警備業務の審査にあっては、旧検定における常駐警備業務検定に合格した者。以下同じ。）であること。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
 - (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
 - (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事して

いる期間が継続して1年以上であるもの（(1)に該当する者を除く。）

4 検定合格者審査の方法

学科試験及び実技試験とし、実技試験の前に学科試験を行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定合格者審査の科目

(1) 1級の検定合格者審査

ア 学科試験

㊦ 出題範囲

- a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

㊧ 問題数

10問

イ 実技試験

㊦ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㊧ 内容

徒手の護身術の基本動作を2種類実施する。

(2) 2級の検定合格者審査

ア 学科試験

㊦ 出題範囲

- a 警備員の資質の向上を図るための指導方法に関すること。
- b 警備業法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な最新の法令に関すること。
- c 警備業務を実施するために使用する最新の各種資機材の機能、使用方法及び管理方法に関すること。
- d 護身の方法（護身用具の使用方法を除く。）に関すること。

㊧ 問題数

10問

イ 実技試験

㊦ 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

㊧ 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施する。

6 申請手続

(1) 審査申請の受付期間

令和3年6月1日（火）から同年6月11日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 申請書類等

審査申請書（検定規則別記様式を用いること。）には、次に掲げる書類等を添付すること。

ア 写真（申請前6月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉

イ 旧検定規則第8条の合格証（以下「旧検定合格証」という。）の写し 1通

ウ 長崎県公安委員会以外の公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者は、次の書類のうち該当するものいずれか1通

㊦ 長崎県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面

㊧ 警備員であって長崎県内の営業所に属する者は、当該営業所に属することを疎明する資料

(3) 審査申請書の提出先

審査申請書は、次のいずれかを經由して提出すること。

- ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署
- イ 長崎県内の営業所に属する者は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署
- ウ 長崎県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けた者で、長崎県内に住所がなく、かつ、長崎県内の営業所に属しないものは、長崎県警察本部生活安全部生活環境課

(4) 審査申請の方法

審査申請者が(2)の書類等を(3)の提出先に持参して申し込むこと。

なお、郵送による申込みは受け付けない。

やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者の委任状を持参すること。

7 審査当日に必要なもの

検定合格者審査を受ける者は、審査当日に旧検定合格証及び筆記用具を持参すること。

8 検定合格者審査手数料

4,700円

審査申請書の提出時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、審査申請書を受理した後は、審査手数料は返還しない。

9 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

(2) 合格発表

本審査の合格発表は、当日、本人に対して行う。

(3) 受検の制限

申請者は、1の(1)から(8)までの検定合格者審査のうち、いずれか一つの審査についてのみ申請することができる。

(4) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通（八二四）
二一一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷